

東北農政局補助事業評価（事後評価）
第三者委員会（第1回）議事録

平成21年1月26日

東北農政局補助事業（事後評価）第三者委員会（第1回）

議 事

○事務局 ただいまから東北農政局補助事業評価（事後評価）の第三者委員会を開催いたします。

本委員会につきましては、昨年の第三者委員会の中です承をいただきました公開方法に基づきまして公開の委員会となります。また、本日の資料、議事内容等につきましても公開となります。

それでは、議題に入ります。これからの議事の進行につきましては、第三者委員会の佐藤委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 議題の4の（1）補助事業事後評価の進め方につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 補助事業事後評価の進め方につきましてご説明させていただきます。

<以下、資料を説明>

○佐藤委員長 ただいま提案のありました補助事業事後評価の進め方について、各委員の方々からご意見ございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

特段ご意見が無いようですので、補助事業事後評価の進め方については一括了承されたものといたしまして、次の議題に入らせていただきます。

議題の4の（2）の事後評価結果書（案）の説明及び質疑応答についてですが、まず初めに農政局の各部署ごとを一括して全地区の説明をいただきまして、その後に質疑を行います。

まず最初は、水利整備課と農地整備課の所管事業9地区についてご説明をお願いします。

<以下、かんがい排水事業	「門前寺地区」
同	「天保大川地区」
畑地帯総合整備事業	「桃野地区」
ほ場整備事業	「宮野目地区」
同	「高倉地区」
同	「駒場北地区」

農道整備事業	「村山東部地区」
土地改良総合整備事業	「今野川中部地区」
畑地帯開発整備事業	「富ノ沢地区」の資料説明＞

○佐藤委員長 この評価結果について各委員の方からご質問、ご意見を賜りたいと思います。

○藤崎委員 全体的な考え方についてご質問したいんですけども、一つは、「社会経済情勢の変化」で取り上げている年度が、変化前と変化後で、変化後は平成17年が多いんですけども、変化前は特に統一感がなかったりして、どの年度を取り上げるというのは何か法則があるのか。地区ごとにばらばらなんですけれども、違う場合はそれをどう考えてこの数字の変化を解釈すればいいのかということで、何年度の数値を取り上げているのかは基本的な考え方があるのかどうか教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、「今後の課題等」の項目ですが、「特になし」というのが多いんですけども、一方で、資料3を今回用意いただきまして、各県での事後評価等の資料、いろいろやられているのが分かって大変参考になると思っているところなんですけれども、各県で実施した事後評価で今後の課題が書いてある地区についても、今回の資料2では今後の課題が「特になし」というのは、国として何か評価の観点が違うのかなという気がしているんですけども、どういう考え方でこの項目の記載がなされているのかというところを教えていただければと思います。

それから3点目は、若干細かい話なんですけれども、「事後評価結果」の農業経営の改善に関する記載に、農業経営の確立に寄与みたいな書き方もあれば、担い手の育成に寄与みたいな書き方もあれば、経営体の育成に寄与だとかもあります。特に、個別地区の評価結果は個別地区の事情だから違うという部分は分からなくもないんですが、なぜこういう言い方をわざわざしているのかと感ずるところもありますので、細かいところなんですけれども、何か言葉使いの考え方がありましたら教えていただければと思います。

○佐藤委員長 藤崎委員から3点ほど提案がありましたが、まず、何年度の数値を取り上げているかというのが事業によってまちまちのような気がするので、どうなっているかというのが1点目。

それから2番目は、今後の課題について私も気になっていたんですが、最後のところだけは「今後の課題等」に記述があったんですが、「特になし」というのがほとんどなんです。それについて、各県で実施している評価では、資料3の方では課題があるように書いていること

との整合性はどうかという指摘だと思います。

それから最後に、「事後評価結果」の最後にいろいろな記述が、担い手の育成であったり経営体の育成であったりというような、言葉の使い方の一貫性が見られないが、どういうことなんだらうという趣旨だらうと思いますが、事務局の方でお答えできますか。

○事務局 まず、年度の関係につきましては、事業実施前のとらえ方は着工前もしくは計画変更されていれば計画変更された時の現況を古い方の年度で統一させていただきました。あと、平成17年とかという数字は、基本的になるべく事業評価時点に近い数字で捉えるようにはしております。市町村合併とかがありまして、統計資料等も大きく変わっているところもありますが、捉えられる範囲内でなるべく事業評価時点に近い数字で整理しているところでございます。

○農村計画部長 ご指摘のありました三つの中の、先ほど説明しました以外の二つの事項についてですが、まず一つは、各県が行っている評価の内容と国が行う評価との違いでございます。冒頭ご説明しましたように、国の事後評価の結果というのは、事業主体としての評価ではなくて、事業制度そのものに対して、改善措置がある場合や事業の効果が十分でない場合は課題を特記させていただいており、事後評価結果書の「事後評価結果」にも記載すべきものに限定させていただきました。そういう趣旨で各県が事業主体として行う評価と、国が行う評価は自ずから異なっております。

二つ目ですが、担い手や認定農業者などのいろいろな表現は、参考資料の言葉を機械的に引き写しましたので、いろいろな言葉が使い分けられております。再度、各事業主体に事実を確認した上で、適切な表現になるように言葉を統一して誤解がないように訂正したいと思います。

○藤崎委員 第1点目の確認なんですけれども、考え方は分かったんですけれども、例えば、2ページの門前寺地区ですけれども、同じ地区でも、例えば「社会経済情勢の変化」で、耕地面積は平成5年を採っていて販売農家戸数は平成2年を採っているのは、なるべく着工前ないしは計画変更前の近い数字といっても、項目によって年度が違っているのは、一番近い数字を探そうとした時に基となる統計資料自体の得られる年度が違っているからということになる訳ですか。

○事務局 農家戸数や就業人口関係はセンサスで整理しまして、それ以外は、面積や農産物の出荷額関係は農林統計年報で整理していますので、データを得られる資料が違っているということでございます。

○藤崎委員 これは国としてそういう方針でやられているということなのか。我々が見ると、あ

まり異なっているとどういふふうに読めばいいのか混乱を来すんですけれども。

- 農村計画部長 事後評価時点と事業実施前時点のデータについては、毎年公表しております農林水産統計で捉えているものと、5年ごとに公表しております農業センサスで捉えているものがあります。また、市町村合併の関係で事後評価時点においてはデータを捕捉できなくなっているため、地区ごとの年度が、事後評価時点についても事業実施前についてもばらばらになっています。この年についてはやむを得ないと思っています。

また、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の作付面積は、必ずしも事後評価時点の年次ではなく、統計で追える範囲のデータで整理しております。本省とも相談したいと思いますが、「年次に差異がある」という趣旨のコメントを何かの形で評価書に入れて、読む方に誤解されないような形にしたいと思いますが、これ以上合わせるのは今までの調整の状況からかなり難しいと思います。

- 藤崎委員 ありがとうございます。

- 佐藤委員長 その他の委員の方どうぞ。

- 小沢委員 一つは、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」のところで、正確に計算しているわけではないですが、作付面積の合計が合わないんですよね。どこもそうなんですけれども、要因の変化で作付面積も合わない状況だと、結果としての要因、どの程度の費用対効果の変化があったのかというのが類推できないのではないかと。そういう面でできるだけその点を合わせた方がいいのではないかなと思います。

2点目は、認定農業者に関わる記述がございますが、実施前とか認定農業者の変化で書かれているんですけれども、認定農業者が始まっているのは平成5、6、7年あたりのはずで、それ以前からの事業にも関わらず認定農業者がある。例えば、天保大川地区がそうなんですけれども、実施前という表現を使って1, 108人いるという数字自体は奇異といいますか、単純なミスではないかなと思うので、正確に書いていただけないかということが2点目です。

3点目ですけれども、私の読み方が間違っているのかもしれませんが、ほとんどの結果書において、農地・水・環境保全向上対策に積極的に取り組むということで、集落ぐるみの取り組みは、農地・水・環境保全向上対策を契機にしているというふうに取りかねないような表現になっているんですけれども、実際には5年前に事業は終了してしまっていて、この部分を天保大川地区の県の評価で見ている、この表現の方が適切なのではないかと思うんですけれども、もともと事業が終わったところで、非農家の人達も含めて集落ぐるみで取り組まれていて、そして農地・水・環境保全向上対策等にもスムーズに移行できたというような、さらに促進している

というような表現の方が、より評価としては正しいのではないかなと感じたところです。

○佐藤委員長 小沢委員の方から3点ほど、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の中で作付面積の合計が合わないという問題。それから認定農業者の記述、実際は平成5年から8年ぐらいですが、それ以前の事業についても記述があるのはおかしいのではないかという点。それから最後に、5年前に事業は既に終了しているので、農地・水・環境保全向上対策にスムーズに移行していったというような記述に変えた方がいいのではないかという趣旨ですが、いかがでしょうか。

○農村計画部長 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」では、主要作物の面積を整理しております。参考資料を見ていただいてもお分りの通り、事後評価時点で捕捉できる作物の中で、主要なものを記載しておりますので、このような表現になっております。なお、営事業の事後評価と違って、事後評価時点で定量的にB/C（費用対効果）を算定していないことから、主要作物の作付面積については、全体の面積の中で主要なものを例示的に書いております。その観点から、作物に係る計画と作付動態を見ていただくという趣旨で記載しております。

2点目は、例えば評価結果書の3ページ、4ページに事業実施前の認定農業者数が記載されていますが、事業実施前の時点で「認定農業者制度」が無かった地区については、適切な表現でなかったので訂正させていただければと思います。

3点目の農地・水・環境保全向上対策の取り扱いですが、管内の各県によっては積極的に記載したいという趣旨がありますので、県に再度確認しながら、ご指摘の趣旨に沿う内容で対応したいと思います。

○佐藤委員長 その他の委員からご意見どうぞ。

○小山委員 1年ぶりなので確認なんですけれども、今見ている地区別結果説明資料がオープンになる資料ですか。第三者委員会を通してこの結果は公開される資料なんですか。

（「そうです」の声あり）

一般に向けて公開するんですよね。

（「そうです」の声あり）

分かりました。まず、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」のところ、例えば5ページで主要農作物の合計が合わないというのは分かりましたけれども、例えば「その他」が二つありますよね。下が土地利用型の部分の「その他」で、上が主要作物の「その他」だと思えるんですけれども、一般の人が見た時に「その他」が二つというのはおかしいかなということ

とと、あと、例えば3ページとかで、この事業の目的が農業の持続的発展とかかなり積極的な目的なのに、中身を見ると計画が変わっているという部分と、「その他」が一定程度割合あるという部分で、中身は何なのかというのが多分気になるところかなと思います。分かれば教えていただきたいというのと、5ページの方は「その他」を二つに分けている意味を、野菜の部分の「その他」と土地利用の部分の「その他」であれば、何かそんなふうに変えた方がいいかなというのの一つ。

二つ目が3ページの天保大川地区ですけれども、この事業の受益者数は1,025人で、また、この間に多分合併して統計を採りづらいと思うんですけれども、例えば4ページの認定農業者数は鶴岡市全体になっていますけれども、受益者数が1,025人に対して、それ以上の経営体が育成されたように見えてしまうので、採れるのであればこの地区の認定農業者数とした方がいいんじゃないかな。参考資料を見ると、この地区で認定農業者が増加しているということが書かれているので、この地区の結果としてそういう数が把握できているのであれば、山形県調べでいいと思うので、変えた方がいいんじゃないかなと思いました。

○佐藤委員長 資料5ページの「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の二つある「その他」の中身は何かということと、3ページの受益者の記述のところの、認定農業者との関わりの記述について、事務局の方でお願いします。

○農村計画部長 主要作物の「その他」については、ご指摘を踏まえ、再度事業主体に確認した上で、一般の方が読んで分かるように、削除するか若しくは「その他」の作物を確認して整理したいと思います。

二つ目にご指摘のありました認定農業者については、どうしても地区についての捕捉ができないと県から聞いておりますが、次回の委員会までに、できるだけ地区の値を記載できるよう、農政局の原課を通じて県と調整したいと思います。

○水利整備課長 5ページなんですけれども、ここは畑地帯総合整備事業なので、やる中身が、畑に用水を持ってくるものと区画整理とそれから農道工となっています。下のところに※印で表記していますけれども、「下段の3行は農道単独受益」で、上は別の畑地かんがいの受益ということで、受益の対象が違うので、そこは丁寧に書いたというものです。

○佐藤委員長 所管の課長さんから説明がありましたが、よろしいでしょうか。

○農村計画部長 いずれにせよ分かりにくいので、できるだけ一般の方が見ても分かるようにしたいと思います。

○佐藤委員長 もう少し記述の方も工夫していただきたいと思います。

○藤崎委員 かんがい排水事業なんですけれども、「事後評価結果」の個別の地区についてのまとめには農業経営に関する記述がどちらも入ってないと思うんですけれども、事業制度全体を見る方の二つ目の記述には「農業経営の確立に寄与している」という文言が入ってまして、上の細かいところを見るとどちらも経営体とかについて触れられているので「寄与している」というのは分かるんですけれども、「事後評価結果」だけを並べて見てしまうと、個別から全体を整理するという考え方からいくと、上の方にも経営についての文言を入れるか、あるいは下の事業のまとめから落とす方が分かりやすいかと思います。

○佐藤委員長 それについてどうぞ。

○農村計画部長 ご指摘の趣旨は理解いたしましたので、地区の評価か事業の評価、どちらかに整理するように検討させていただきます。

○佐藤委員長 続いて、地域整備課、防災課、畜産課の所管事業、13地区についての説明をお願いします。

＜以下、中山間総合整備事業	「岩木山南部地区」
同	「大野地区」
農業集落排水事業	「寄木地区」
同	「笈入地区」
同	「西朝日地区」
農村総合整備事業	「気仙沼地区」
同	「大内地区」
農村振興総合整備事業	「名久井地区」
海岸保全施設整備事業	「井田川地区」
同	「繁岡地区」
農地防災事業	「三光堰第二地区」
畜産環境総合整備事業	「十和田地区」
同	「下北北部地区」の資料説明＞

○佐藤委員長 評価結果の内容について各委員よりご質問あるいはご意見等を賜りたいと思います。

○木村委員 中山間総合整備事業の生活環境の向上について質問させていただきたいと思いますが、営農飲雑用水施設が整備されたと書いてあるんですけども、これは、いわゆる水道水とか飲用水だけではなくて、他にも使われているのでこういう呼び名になっているのかということをお聞きします。

それから、岩木山南部地区で農村情報化施設というのが整備されたということなんですけれども、これはこの地区に関して特徴的に整備されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 所管課長さんの方からどうぞ。

○地域整備課長 まず1点目の営農飲雑用水、名前が確かに専門的といいますか、非常に分かりにくい名称なんですけれども、ご質問にあったように、基本的には飲用水とその他に営農用水、例えばいろいろな防除に使うもの、あるいは家畜の飼育のための用水、こういったものに総合的に使っていくということで、営農飲雑用水と言っています。分かりやすくいうといわゆる水道でございますけれども、私ども農林水産省ではこういった名称を使っているということでございます。

それから、情報化施設の件でございますけれども、これはこの地区の特徴というか、どこの地区でもたくさんやられているということではなくて、例えば防災無線とか、情報がなかなか行き届かないところについてご要望があれば、こういったものも整備しているということでございます。

○佐藤委員長 その他の委員の方、いかがですか。

○藤崎委員 一つは、中山間総合整備事業や農村総合整備事業の「事後評価結果」の一つ目の文章なんですけれども、中山間総合整備事業と農村総合整備事業、それからもう一つ農村振興総合整備事業と三つの事業について、個別事業地区と事業制度全体の方もなんですけれども、文言が一緒なんです。事業制度が三つあるので、そういう観点からいくとやはり事業制度に即して、事業制度のねらい自体が多少違う訳ですから、例えば中山間であれば「地域の活性化に資する」みたいな書き方になっているので、やはり個別事業地区も「地域の活性化に資した」みたいなまとめにしないと。三つ事業制度を作っていて三つとも同じような評価になるというのは、三つの事業制度を設けている趣旨が、制度が発足した時期が違うというのは多少分かるんですけども、多少、事業のねらいを意識した表現にした方が評価の文言としてはふさわしいのではないかなというのが1点目です。

それから、同じところで細かい話なんですけれども、「事後評価結果」の一つ目の文章の2

行目に「農作業の効率化と施設の維持管理労力等の」とありますが、この施設は生産基盤に関わる施設という意味ですよね。だとすると、この文章は、1行目は「農業生産基盤の総合的な整備により、農作業の効率化と農業生産基盤施設の維持管理労力等が図られ」にして、その次に「農村の生活環境基盤の整備により、地域住民の云々」とした方が分かりやすくなるかなという、これも表現上の話ですけれども、ご検討いただければと思います。

それからもう一つ、畜産環境総合整備事業について、あまり詳しく存じ上げていないので畜産課長さんの方から教えていただければと思うんですけれども、「事業目的」に地域住民の交流の場だとか地域住民の生活環境の整備みたいな話があるんですけれども、今回、評価対象になっている二つの地区について、どの辺がその文言に該当するのか、あるいは今回の事業地区については、該当するような施設整備は行われていないということなのか、その辺を教えてくださいたいのと、それを踏まえて「事後評価結果」を見ると、住民の生活環境の整備について書いてあるので、どの辺を住民生活と読み取ればいいのか。排せつ物の処理施設によって環境の保全というのは分かるんですけれども、もう一段踏み込んだような事業目的の書き方になっているように読み取れるので、その辺を教えてくださいたいのと、それからもう一つは、「今後の課題等」で施設利用率が低迷して云々、あるいは飼料費のコスト低減のためにも公共牧場云々という記載があるんですけれども、公共牧場の利用率は、突然「今後の課題等」で記載されて、その前のアからオの項目のどこから今後の課題につながる記述を読み取ればいいのかがよく分からなかったの、やはりアからオを読んだ上で、カの課題が残っているという形になるのではないかなという気がしますので、その辺もご説明いただければと思います。

それから、非常に細かい話で恐縮なんですけれども、資料3の参考資料121ページの集落道の写真が非常に農道っぽくて、集落道というともう少し家の近くのような写真が無かったのかなという気がいたします。

○佐藤委員長 事務局あるいは所管の課長さんからでも結構ですのでどうぞ。

○農村計画部長 総合整備事業である三つの事業については、事業の性格上かなり色合いが似ていますので、最後の記述部分がほとんど一緒になっています。しかしながら、事業の内容や趣旨が異なりますので、ご指摘の趣旨を踏まえて事業ごとに書き分けたいと思います。

二つ目については、総合整備事業の生産基盤と生活環境に係る記載が分かりにくいというご指摘の趣旨を踏まえ、書き分けて先ほどの指摘と併せて修正させていただきたいと思います。

それから、最後の参考資料の121ページの集落道に係る添付写真については、より分かりやすい写真がないか、再度、県に確認してみたいと思います。

○畜産課長 地域住民から要請のある畜産に係る環境問題の解消ということですが、家畜排せつ物処理施設の整備によって、これは「事業効果の発現状況」の5番「循環型社会構築に向けた取組」に関係しているんですけれども、循環型社会の構築に向けた取り組みで畜産経営に起因する環境問題が解消されて、かつ家畜排せつ物処理施設が整備されたことによって、良質な堆肥が生産できるということで、地域の循環型社会の構築も実現されているということです。

それから、地域住民の交流の場等としての畜産資源の積極的活用ということで、エの「事業実施による環境の変化」の2「自然環境」ですが、自然環境ということで、高度放牧林地の整備で、これは林と畜が共存することで適切な間伐等を行って、そこに肉用牛を放牧して牧歌的な風景を一般の市民の方に提供するというので、これも併せて大きな意味で環境の提供、景観の提供や環境保全に資していると捉えております。

それから、公共牧場の関係ですが、アの「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」で、例えば41ページで見ると「飼育頭数」の肉用牛のところをご覧いただきたいと思うんですが、実施前が2,900頭ちょっとで計画では4,200頭ですが、実際は2,934頭となっております。また、「公共牧場における放牧頭数」が計画から見ると1,000頭以上少ないということもございまして、それを踏まえて、公共牧場を整備してはいますが利用率が悪いということもあって課題に書いて、地域として機能的分担が必要だろうということを1点課題として上げております。

「事後評価結果」でも、計画から乖離している状況を踏まえて取り組みの検討が必要であるだろうと記述しているところでございます。

○藤崎委員 後半部分は頭数から利用率という数字が何となくイメージできました。何かもう少し利用率の定義があるのかもしれませんが、分かりました。

前段の方ですが、中山間総合整備事業や農村総合整備事業のイメージだと、生産基盤に関わる施設整備があつて、それとは別に生活環境に関わる施設整備があるというイメージで捉えていたんですが、畜産環境総合整備事業は住民の生活に直結する施設を整備している訳ではなくて、生産基盤の整備の波及効果的に地域住民の生活環境の整備があるという趣旨で理解してよろしいでしょうか。

○畜産課長 地域住民に直接関わる場所はやはり家畜排せつ物処理施設を作つて、それまでの経営に起因する苦情等を解消するということがまず主目的でございます。それと併せて、先程の景観とかが波及的効果としてあるんだろうと思つているところです。

○藤崎委員 畜産廃棄物の処理施設は、生産のための施設として整備しているものが地域住民の生活環境にも効いているということですよ。例えば、地域住民との交流のために交流ハウスを建てたとか、牧場の景観を楽しむために散策道を作ったとか、そういう工事は実施していないということですよ。

○畜産課長 この事業ではやっていません。ただ、道路整備はあるんですけども、これが公共牧場につながってまして、それで一般の市民が安全に往来ができるという効果はございます。

○佐藤委員長 それでは、その他の委員の方どうぞ。

○小沢委員 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」で、ほとんどの地区が生産量と単収、作付面積と単収の記述だけにとどまっていますけれども、実際にその事業を計画した時に費用対効果分析に何を用了のかということにこれが対応しているのかなというのが気にかかることです。

というのは、中山間総合整備事業などどちらかというと生活環境の整備に重点を置いた事業で、一番最初の「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」に生産基盤の要因しか記載していないというのは、生活環境の要因に変化がないのであれば、もしかすると1の「農産物生産量の変化」の次に2が追加されて「変化なし」でもいいので、こういう項目で計画して、変化があったものはこの部分で、変化がなかったものはこの部分だという記述にした方が。横に並べて見ると、生産に主眼を置いた事業とそうでない事業とが同じような記述になっているというところが少し引っかかった点です。この点については、もし本省からこのような指示があるということであれば仕方がないと思うんですけども、やはり見た時に、生活環境と考えると何か違和感があるという感じを持ちました。

○佐藤委員長 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」は、生産の方にだけ焦点が当たっているように思えるという点についてどうぞ。

○農村計画部長 補助事業の中でも特に総合整備事業の場合は、生産基盤に係る工種と生活環境に係る工種がございます。費用対効果分析を行う場合には、生産基盤に関わる工種についてはB/C（費用対効果）を算出します。一方、生活環境に係る工種については、例えば農業集落排水事業を見ていただいてもそうですが、具体的に費用対効果を算出しておりません。快適性と衛生水準の向上という観点から、計画と実績等を記載することで、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」に代えさせていただいております。同じ評価書の中でも、かんがい排水事業などは生産基盤整備ですので、農作物の作付面積と単収を評価の指標として記載しております。補助事業の事後評価に当たって、生活環境の整備に係る指標がないので記載してお

りませんが、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」については、一般の方がご覧になっても違和感のないよう、どういう形で対応したらいいか検討させていただきたいと思います。例えば、参考資料にコメントを書くなどして違和感を取るのも一つの考え方だと思いますが、今のところは、指標を記載せずに生活環境の整理をしているものですから、要因の変化や効果を見る場合にどのような指標が適切か、今後、検討させていただきたいと思います。

○小沢委員 意見聴取方針とも関わるのかもしれませんが、今のお話だと、これは国全体での考え方になるのかもしれませんが、「事業効果の発現状況」の中に生産部分の要因の変化を入れ込んだ方が統一して見えますが、無理して要因の変化を先に出してしまうと違和感があるような気がするので、その点も、もしよろしければ上の方と判断していただければなと思います。

○農村計画部長 ご指摘の趣旨は良く理解できますので、生産基盤と生活環境の書き分けについては、本省とも調整をして検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員長 大変重要な指摘でもありましたので、その辺もう1回ご検討いただきたいと思います。

それでは、本日の質疑応答はこれで終了させていただきます。

本日の第三者委員会で出ましたご意見を踏まえまして、次回の第三者委員会での最終的な意見の取りまとめを行いたいと思います。事務局におかれましては本日出された意見等について次回の委員会でご説明いただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局に進行をお返しします。

○事務局 どうもありがとうございました。ただいまいただきましたご意見を踏まえまして、さらに整理をさせていただきたいと思います。次回の第三者委員会は2月20日金曜日13時から、会場はホテル法華クラブで開催することとしております。以上をもちまして事後評価第三者委員会を閉会いたします。